

福岡市立中央児童会館指定管理者共同事業体協定書（例）

（目的）

第1条 当共同事業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- （1）福岡市立中央児童会館の管理運営業務
- （2）前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同事業体は、＜共同事業体の名称を記載＞（以下「事業体」という。）と称する。

（事業所の所在地）

第3条 事業体の事務所は、＜事務所の住所を記載＞に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 事業体は、令和●年●月●日に成立し、福岡市立中央児童会館の管理運営業務終了後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

（構成員の住所及び名称）

第5条 事業体の構成員は、次＜別表とすることも可＞のとおりとする。

所在地
団体の名称

所在地
団体の名称

所在地
団体の名称

（代表者の名称）

第6条 事業体は、●●●を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 事業体の代表者は、福岡市立中央児童会館の管理運営業務に関し、事業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、福岡市と折衝する権限並びに指定管理料の請求、受領及び事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、福岡市立中央児童会館の管理運営業務について福岡市と締結する協定内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

＜団体の名称＞ ●●%

<団体の名称> ●●%

<団体の名称> ●●%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 事業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに福岡市立中央児童会館の管理運営業務の基本に関する事項、資金管理方法、委託企業の決定その他事業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、当該施設の管理運営に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、福岡市立中央児童会館の管理運営業務の実施に伴い、事業体が負担する責務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 事業体の取引金融機関は、●●銀行とし、事業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 事業体は、年度ごとに決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益金が生じた場合は、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金)

第14条 決算の結果欠損金が生じた場合は、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(指定管理期間中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、福岡市及び構成員全員の承認がなければ、事業体の指定管理期間が終了するまでは脱退することができない。

2 構成員のうち指定管理期間中において前項の規定により脱退した者がある場合は、残存構成員が共同連帯して管理運営業務を遂行する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者がある場合の残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金が生じた場合には、脱退した構成員の出資金の額から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき欠損金の額を控除した額を返還するものとする。

5 決算の結果利益が生じた場合は、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 17 条 構成員のいずれかに、福岡市立中央児童会館の管理運営業務において重要な業務の不履行、その他除名し得る正当な事由が生じた場合は、事業体は当該構成員を除名することができるものとする。この場合において事業体は、事前に他の構成員全員及び福岡市の承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(指定管理期間中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 18 条 構成員のいずれかが指定管理期間中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 19 条 代表者が脱退若しくは除名された場合においては、従前の代表者に代えて、残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができる。この場合において事業体は、事前に他の構成員全員及び福岡市の承認を受けなければならない。

(解散瑕疵担保責任)

第 20 条 事業体が解散した後においても、福岡市立中央児童会館の管理運営業務につき瑕疵があった場合は、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(構成員の業務分担)

第 21 条 各構成員の業務分担は、別紙「業務分担表」のとおりとする。

<業務分担表を作成のうえ添付>

(協定書に定めのない事項)

第 22 条 この協定書に定めがない事項については、運営委員会において定めるものとする。

●●●●外●社は、上記のとおり福岡市立中央児童会館指定管理者共同事業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書●通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和●年●月●日

所在地
団体の名称
代表者

印

所在地
団体の名称
代表者

印

所在地
団体の名称
代表者

印